

# 固定資産税ってなに？

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される地方税です。この税は、市税全体の約50%を占め、市民サービスや公共事業などを行うための重要な財源になります。



除き、通常3年ごとに評価替えを行っており、平成24年度が次の評価替えの年となります。

## Q 家屋の評価はどのように行っているの？

A 家屋の評価は、国が示す「固定資産評価基準」に基づき行われます。

評価の対象となる家屋と同一のものを評価時点において、その場所に新築した場合に必要とされる建築費である「再建築価格」を算出し、これを基準として、新築時から経過年数に応じた減価などの補正を行い、家屋の評価額を求めます。

## Q 税額はどのように決まるの？

A 固定資産税の税額は「課税標準額×税率（1.5%）」という式で求められます。この課税標準額は、固定資産の価格（評価額）と本来同じであるとされています。

ただし、課税標準の特例措置や負担調整措置の適用があるときは異なる場合があります。

また、土地と家屋については、田・畑を宅地や駐車場にしたり、家屋を増改築するなど使用状況に変更があった場合を

## Q 住宅の省エネ改修を行った場合、減額措置はあるのですか？

A 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額（120㎡相当分までに限る）が3分の1減額されます。

### 【家屋の要件】

平成20年1月1日以前から存している家屋（賃貸住宅は除く）

### 【省エネ改修工事の要件】

- ① 窓の断熱改修工事（二重サッシ、複層ガラス化など）
- ② ①と合わせて行う②床・天井・壁の断熱改修工事
- ③ 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に適合すること。
- ④ 改修工事に要した費用が30万円以上であること。

### 【その他】

- ① 工事後3カ月以内に、熱損失防止改修工事証明書、領収書などの関係書類を添付し、申告してください。
- ② 改修工事にあたっては、熱損失防止改修工事証明書の発行が受けられることを事前に建築士などに確認されるようお願いいたします。

## Q 償却資産ってどんな資産？

A 会社や個人で建設業や飲食業、農業などの事業を行っている人が、その事業のために使用することができる機械や器具、備品などを償却資産といいます。

例えば、構築物（店舗内装、舗装路面、ビニールハウスなど）、機械および装置（各種加工製造用機械、受変電設備、農業用機械など）、船舶、車両および運搬具（自動車税や軽自動車税が課税されるものは除く）、工具、器具、備品などがあります。

## Q 事業を始めましたが、償却資産の申告は必要ですか？

A 償却資産は、毎年1月末日までに事業者自らが市町村に申告することになります。申告が必要となります。新たに事業を始めた人などで、所有する資産が申告の対象となるかどうか不明な場合は、お問い合わせください。

## Q 土地はどのように評価しているの？

A 評価の対象となる土地は、田・畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地となります。

これらの土地の評価は、国が示す「固定資産評価基準」により、地目別の評価方法で評価します。

固定資産における評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、原則としてその年の1月1日の現況の地目によります。